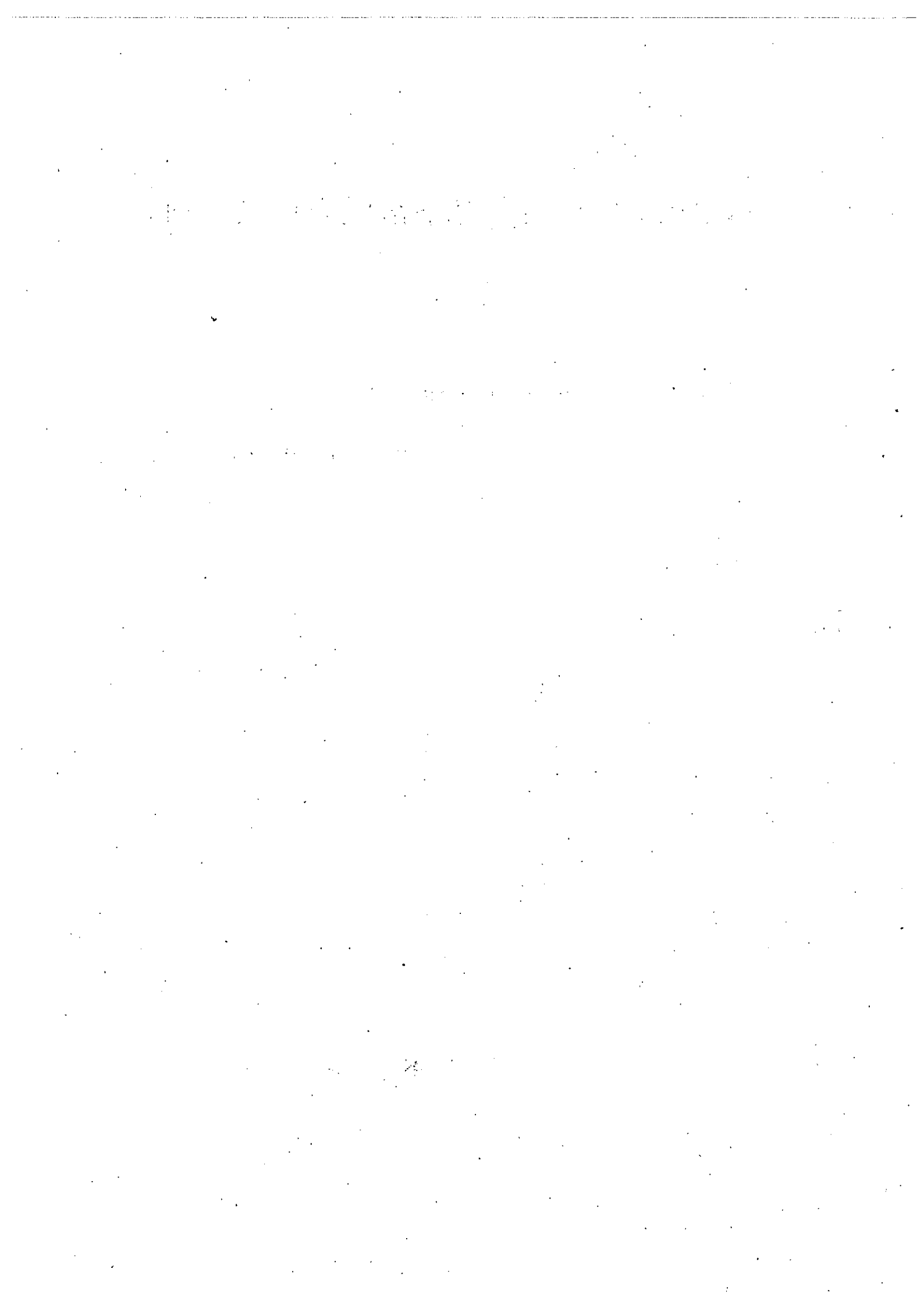


# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和元年7月19日)

- 令和元年上半期における特殊詐欺の現状及び対策について ..... 1  
(生活安全部生活安全企画課)

警 察 本 部



## 令和元年上半期における特殊詐欺の現状及び対策について

令和元年 7月19日  
警 察 本 部  
(生活安全部生活安全企画課)

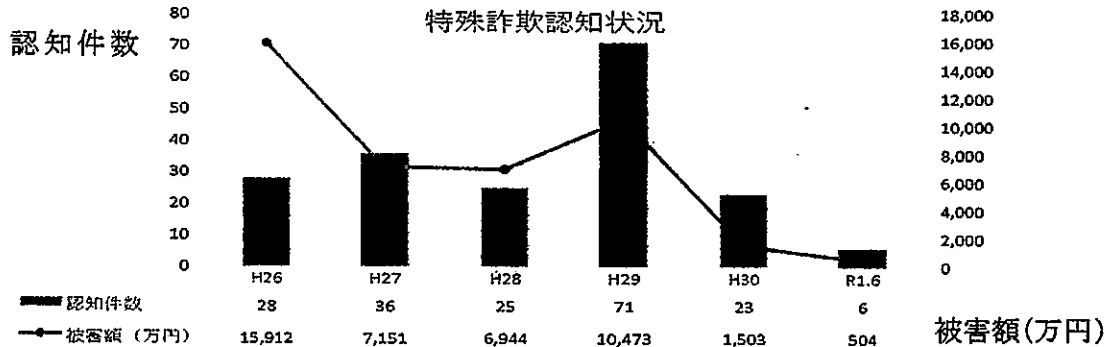
### 1 特殊詐欺の被害現状等 (県内)

#### (1) 認知状況 (R1.6末)

認知件数 6件 (-13件)

被害額 504万円 (-541万円)

※(1)~(2)の括弧内の数値は前年同期比の数



#### (2) 水際阻止 (R1.6末)

阻止件数 18件 (-6件)

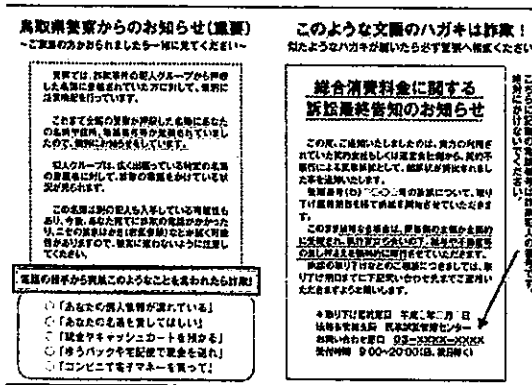
阻止金額 425万円 (-174万円)

### 2 上半期における抑止対策

- (1) 圧着ハガキ3,000枚を活用した注意喚起
- (2) GW 期間における集中的被害防止広報
- (3) 特殊詐欺対策広報啓発動画の活用
- (4) 防犯講習会、高齢者訪問活動等、「顔の見える活動」による広報
- (5) 自治体消費者行政担当者との特殊詐欺被害防止に向けた連携



万葉歴史館広報活動



圧着ハガキ

#### (効果事例)

自宅に「民事訴訟最終通知書」が届いた。連絡しなければ財産を強制的に差し押さえると書かれていたが、警察本部からの詐欺の注意喚起ハガキを思い出した。文面が同じで、詐欺ハガキだと分かり、連絡先にも電話していない。



消費者行政連絡協議会

### 3 下半期における抑止対策

- (1) コンビニ防犯協議会等との連携による水際阻止の推進
- (2) 盃蘭盆、年末年始等における集中的被害防止広報の推進
- (3) 関係機関と連携した広報、高齢者世帯訪問活動の推進
- (4) 販売店と協働した特殊詐欺被害防止機器の利用促進広報

## はがき (外側)

### 詐欺被害にあわないためのポイント

～ハガキを電話機の側に置いてご利用ください～

- 現金・キャッシュカードは「きりなし」・「預かる」

家族の代理や警察、弁護士などを名乗る者から、「現金やキャッシュカードを送って・預かる」と言われたら詐欺。



- 留守番電話や防犯機能を備えた電話機の活用

犯人と話さないようにするため、留守番電話や電話の相手に警告メッセージを発するなど防犯機能のある電話機の活用が有効



- 必ず警察や家族に相談

身に覚えのない要求があり、不安を感じても(心当たりがあるかどうか分からない場合も含む)、絶対に一人で判断しない。



警察への相談は

**警察総合相談電話 #9110**

24時間対応(秘密は守ります) お気軽にお電話ください!

料金後納  
郵便



親展

親展  
[差出人]

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地  
鳥取県警察本部 生活安全企画課  
TEL 0857-23-0110  
警察総合相談電話 #9110



ここからはがして中身をご覧ください →

## はがき (内側)

### 鳥取県警察からのお知らせ(重要)

～ご家族の方がおられましたら一緒に見てください～

警察では、詐欺事件の犯人グループから押収した名簿に登録されていた方に対して、個別に注意喚起を行っています。

これまで全国の警察が押収した名簿にあなたの名前や住所、電話番号等が登録されていたので、個別にお知らせをしています。

犯人グループは、広く出回っている特定の名簿の登録者に対して、詐欺の電話をかけている状況が見られます。

この名簿は別の犯人も入手している可能性もあり、今後、あなた宛てに詐欺の電話がかかったり、二セの請求はがき(右面参照)などが届く可能性がありますので、被害に遭わないように注意してください。

電話の相手から突然このようなことを言われたら詐欺!

- 「あなたの個人情報が漏れている」
- 「あなたの名義を貸してほしい」
- 「現金やキャッシュカードを預かる」
- 「ゆうパックや宅配便で現金を送れ」
- 「コンビニで電子マネーを買って」

### このような文面のハガキは詐欺!

似たようなハガキが届いたら必ず警察へ相談ください

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社もしくは運営会社側から、契約不履行による民事訴訟として、起訴状が提出されました事を通知いたします。

管理番号(わ)○○○○号の訴訟について、取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与や不動産等の差し押さえを強制的に履行させていただきます。

訴訟の取り下げなどのご相談につきましては、取り下げ期日までに下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

※取り下げ最終期日 平成○年○月○日  
法務省警務支局 民事訴訟管理センター  
お問い合わせ窓口 03-xxxxx-xxxx  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

こちらに記載の電話番号は詐欺犯人の番号です。絶対にかけないでください。